



各 位

会 社 名 明 和 産 業 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 山邉 福二郎 (コード番号 8103 東証第一部) 問合せ先 総務本部長 村上信夫 (TEL.03-3240-9534)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を、平成28年6月28日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成28年6月28日開催予定の平成27年度定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを平成28年4月11日に公表しておりますが、本日開催の取締役会で監査等委員会設置会社に移行するため、定款について所要の見直しを行うことを決議いたしました。併せて、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条に基づき取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定款に定めることを決議いたしました。なお、この変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分です)

	11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.
現行定款	変更案
第 18 条(取締役の員数)	第 18 条(取締役の員数)
当会社に取締役 10 名以内を置く。	当会社に取締役 <u>(監査等委員であるものを除</u>
	<u>く。)</u> 10 名以内を置く。
(新 設)	2. 当会社に監査等委員である取締役(以下、
	「監査等委員」という。) 5名以内を置く。
第 19 条(取締役の選任)	第 19 条(取締役の選任)
取締役は株主総会の決議によって選任する。	取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役と
	<u>を区別して</u> 株主総会の決議によって選任す
2. (条文省略)	る。
3. (条文省略)	2. (現行どおり)
	3. (現行どおり)
第20条(取締役の任期)	第20条(取締役の任期)
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する	取締役の任期は、選任後1年以内に終了する
事業年度に関する定時株主総会終結の時まで	事業年度 <u>のうち最終のもの</u> に関する定時株主
とする。	総会終結の時までとする。
(新 設)	2.前項の規定にかかわらず、監査等委員の任
	期は、選任後2年以内に終了する事業年度の
	うち最終のものに関する定時株主総会終結の
	<u>時までとする。</u>
_	

現行定款

(新 設)

3. 補欠として選任された監査等委員の任期 は、退任した監査等委員の任期の満了する時 までとする。

変更案

第21条(条文省略)

第22条(取締役会の招集)

(条文省略)

2. 取締役会の招集通知は、各取締役<u>及び各監</u> <u>査役</u>に対し会日の2日前までに発する。

但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

3. 取締役<u>及び監査役</u>全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。

第23条(条文省略)

第24条(取締役会の決議の省略)

前条に係わらず取締役全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときにはこの限りでない。

(新 設)

(新 設)

第25条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として当会社から受ける財産上の利益(以下 「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第26条(取締役の責任免除)

(新 設)

第21条(現行どおり)

第22条(取締役会の招集)

(現行どおり)

- 2.取締役会の招集通知は、各取締役に対し会 日の2日前までに発する。但し、緊急の場合に は、この期間を短縮することができる。
- 3.取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。

第23条(現行どおり)

第24条(取締役会の決議の省略)

前条に係わらず取締役全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第25条(業務執行の決定の取締役への委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定 により、取締役会の決議によって重要な業務 執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任する ことができる。

第26条(取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令または定款に 定めるもののほか、取締役会において定める 取締役会規則による。

第27条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として当会社から受ける財産上の利益(以下 「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別</u> して定める。

第28条(取締役の責任免除)

当会社は、取締役会の決議によって、取締役 (取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める要 件に該当する場合には賠償責任額から法令に

現行定款

当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第 423 条第1項に規定する取締役(業務執行取締役等であるものを除く)の<u>損害</u>賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 8百万円以上であらかじめ定めた金額または 法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第27条(条文省略)

第5章 監査役及び監査役会

第<u>28</u>条(<u>監査役及び監査役会</u>) 当会社は監査役及び監査役会を置く。

第29条(監査役の員数) 当会社に監査役5名以内を置く。

第30条(監査役の選任)

監査役は株主総会の決議によって選任する。 2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行なう。

第31条(監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会終結の時までとする。

第32条(常勤監査役及び常任監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役 を選定する。

2.監査役会は、その決議によって常任監査役を選定することができる。

第33条(監査役会の招集)

<u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し会日 の2日前までに発する。

但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ずに監査役会を開催することができ

変更案

<u>定める最低責任限度額を控除して得た額を限</u> 度として免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、8 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第29条(現行どおり)

第5章 監査等委員会

第<u>30</u>条 (<u>監査等委員会の設置</u>) 当会社は監査等委員会を置く。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

第31条(監査等委員会の招集)

<u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に 対し会日の2日前までに発する。

但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ずに監査等委員会を開催するこ

現行定款

変更案

る。

第34条(監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある 場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(新 設)

第35条(監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって 定める。

第36条(監査役の責任免除)

当会社は、会社法第 427 条第1項の規定によ り、監査役との間に、同法第423条第1項に 規定する監査役の損害賠償責任を限定する契 約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 8百万円以上であらかじめ定めた金額または 法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 37 条~第 39 条 (条文省略)

第40条(会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役 会の同意を得て定める。

第 41 条~第 44 条 (条文省略)

(新 設)

とができる。

第 32条 (監査等委員会の決議の方法)

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数 が出席し、その過半数をもって行う。

第33条(監査等委員会規則)

監査等委員会に関する事項は、法令または定 款に定めるもののほか、監査等委員会におい て定める監査等委員会規則による。

(削 除)

(削 除)

第34条~第36条(現行どおり)

第37条(会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等 委員会の同意を得て定める。

第38条~第41条(現行どおり)

附則(監査役の責任免除に関する経過措置)

平成 27 年度定時株主総会終結前の監査役(監 査役であった者を含む。)の行為に関する会社 法第 423 条第1項の賠償責任を限定する契約 については、なお同定時株主総会の決議によ る変更前の定款第36条の定めるところによ る。

3. 日 程

変更のための株主総会開催日 平成28年6月28日 定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 28 日

以上